

栃木市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定例監査を、都市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表いたします。

令和2年2月7日

栃木市監査委員 藤 沼 康 雄

栃木市監査委員 茂 呂 健 市

1. 監査の実施日 令和2年1月27日

2. 監査の対象 上下水道局

企業経営課 水道建設課 下水道建設課

3. 監査の方法

令和元年12月末日までに執行された事務事業について、関係する帳簿類、証ひょう書類の提出を求め、その効率性と適法性等を照査、検討し、関係職員の説明を聴取して実施した。

4. 監査の結果

次のとおり

上下水道局

◎ 企業経営課、水道建設課及び下水道建設課

1. 事務組織及び職員

企業経営課には3係が置かれ、課長ほか16名でそれぞれ事務を分掌している。

水道建設課には4係が置かれ、課長ほか17名でそれぞれ事務を分掌している。

下水道建設課には5係が置かれ、課長ほか21名でそれぞれ事務を分掌している。

2. 事務事業の実施状況

(1) 企業経営課

経営係では、水道週間に関する業務、流域下水道関連事務、職員の給与等支払事務等が行われた。

経理係では、予算・決算の調製事務、固定資産台帳の管理事務、審査事務、企業債の借入れ及び償還事務等が行われた。

料金係では、休栓・開栓業務、水道料金徴収事務、下水道使用料徴収事務、受益者負担金等事務、上下水道料金徴収業務委託事務、上下水道料金滞納整理業務等が行われた。

(2) 水道建設課

施設係では、原水及び浄水施設管理事業、配水及び給水施設管理事業（残塩測定及び停滞水防止メーター測定等）、栃木市水道統合事業、上水道整備事業（施設改修）、水道設備更新事業等が行われた。

建設管理第1係では、配水及び給水施設管理事業（漏水調査及び漏水修理等）、受託工事事業、寺尾地区簡易水道事業、上水道整備事業（配水管移設等）、管路耐震化事業、栃木市水道統合事業等が行われた。

建設管理第2係では、配水及び給水施設管理事業（漏水調査及び漏水修理等）、受託工事事業、上水道整備事業（配水管移設等）、老朽管更新事業、管路耐震化事業等が行われた。

給水係では、配水及び給水施設管理事業（量水器の更新等）、給水工事業務、給水の普及に関する業務、指定給水装置工事業務等が行われた。

(3) 下水道建設課

管理係では、公共下水道事業全体計画及び事業計画見直し事務、下水道事業の供用開始事務、下水道台帳調製事務等が行われた。

建設係では、公共下水道建設事業等が行われた。

雨水係では、公共下水道雨水渠整備事業、固定資産取得事業等が行われた。

保全係では、管渠施設管理事業、処理場施設管理事業、農業集落排水建設事業等が行われた。

排水設備係では、合併処理浄化槽設置補助事業、雨水貯留・浸透施設設置費補助事業、普及促進事業、排水設備関係事務等が行われた。

3. 予算の執行状況（水道事業会計）

（1）収益的収入及び支出

営業収益は、予算現額 2,465,019,000 円であり、うち給水収益は、予算現額 2,309,928,000 円に対し、収入済額 1,651,272,789 円で 71.49%の収入率である。受託工事収益は、予算現額 79,374,000 円に対し、収入済額 16,084,900 円で 20.26%の収入率である。その他の営業収益は、予算現額 75,717,000 円に対し、収入済額 2,750,319 円で 3.63%の収入率である。

営業外収益は、予算現額 236,114,000 円であり、うち現金収入のある科目は、受取利息及び配当金並びに雑収益の一部である。受取利息及び配当金は、予算現額 717,000 円に対し、収入済額 673,613 円で 93.95%の収入率である。雑収益は、予算現額 1,283,000 円に対し、収入済額 1,661,986 円で 129.54%の収入率である。

特別利益は、予算現額 3,000 円に対し、収入はない。

営業費用は、予算現額 2,238,171,000 円に対し、支出負担行為額 1,311,336,349 円で 58.59%の執行率である。

その主なものは、原水及び浄水費における委託料、修繕費、動力費。配水及び給水費における委託料、修繕費、動力費、請負費。受託工事費における請負費。総係費における委託料。減価償却費における有形固定資産減価償却費である。

営業外費用は、予算現額 256,919,000 円に対し、支出負担行為額 80,080,272 円で 31.17%の執行率である。

その内容は、企業債利息である。

特別損失は、予算現額 11,357,000 円に対し、支出負担行為額 9,369,393 円で 82.50%の執行率である。

その主なものは、災害による損失である。

予備費は、当初予算額 10,000,000 円に対し、8,355,000 円を災害による損失へ充用している。

(2) 資本的収入及び支出

資本的収入は、予算現額 542,889,000 円に対し、収入はない。

資本的支出は、予算現額 2,314,741,000 円に対し、支出負担行為額 1,815,677,845 円で執行率 78.44%の執行率である。

その主なものは、建設改良費における栃木市水道統合事業工事請負費、寺尾地区簡易水道事業工事請負費、上水道整備事業工事請負費、水道設備更新事業工事請負費、老朽管更新事業工事請負費、管路耐震化事業工事請負費。企業債償還金における元金償還金である。

なお、予算の執行は適正に行われており、その関係する帳簿、書類等は適正に処理されていた。

4. 予算の執行状況（下水道事業会計）

(1) 収益的収入及び支出

営業収益は、予算現額 1,358,799,000 円であり、うち使用料は、予算現額 1,340,990,000 円に対し、収入済額 972,512,954 円で 72.52%の収入率である。受託工事収益は、予算現額 2,500,000 円に対し、収入済額 596,951 円で 23.88%の収入率である。その他の営業収益は、予算現額 2,900,000 円に対し、収入済額 2,212,800 円で 76.30%の収入率である。

営業外収益は、予算現額 2,414,590,000 円であり、うち他会計負担金は、予算現額 1,404,138,000 円に対し、収入済額 1,404,138,000 円で 100.00%の収入率である。雑収益は、予算現額 21,000 円に対し、収入済額 325,736 円で 1551.12%の収入率である。

特別利益は、予算現額 3,000 円に対し、収入はない。

営業費用は、予算現額 3,215,474,000 円に対し、支出負担行為額 1,632,244,243 円で 50.76%の執行率である。

その主なものは、管渠費における委託料、修繕費。処理場費における光熱水費、委託料。流域下水道費における負担金。総係費における委託料。減価償却費における有形固定資産減価償却費、無形固定資産減価償却費である。

営業外費用は、予算現額 536,215,000 円に対し、支出負担行為額 244,932,751 円で 45.68%の執行率である。

その内容は、企業債利息である。

特別損失は、予算現額 7,970,000 円に対し、支出負担行為額 3,634,339 円で 45.60%の執行率である。

その内容は、災害による損失である。

予備費は、当初予算額 20,000,000 円に対し、6,267,000 円を災害による損失へ充用している。

(2) 資本的収入及び支出

資本的収入は、予算現額 2,209,245,000 円であり、うち国庫補助金は、予算現額 417,270,000 円に対し、収入済額 63,270,000 円で 15.16% の収入率である。他会計補助金は、予算現額 511,238,000 円に対し、収入済額 95,862,000 円で 18.75% の収入率である。下水道受益者負担金・分担金は、予算現額 75,103,000 円に対し、収入済額 65,438,140 円で 87.13% の収入率である。農集排受益者分担金は、予算現額 77,000 円に対し、収入済額 810,000 円で 1051.95% の収入率である。その他工事負担金は、予算現額 60,500,000 円に対し、収入済額 810,000 円で 1.34% の収入率である。

資本的支出は、予算現額 3,482,275,000 円に対し、支出負担行為額 2,155,518,269 円で執行率 61.90% の執行率である。

その主なものは、建設改良費における公共下水道建設事業工事請負費、雨水渠整備事業委託料、流域下水道建設負担金、固定資産取得土地購入費。企業債償還金における元金償還金である。

なお、予算の執行は適正に行われており、その関係する帳簿、書類等は適正に処理されていた。

5. 予算の執行状況（一般会計）

一般会計の歳入は、予算現額 52,312,000 円に対し、収入はない。

一般会計の歳出は、予算現額 101,398,000 円に対し、支出負担行為額 63,848,320 円で 62.45% の執行率である。

その主なものは、専用住宅に対する合併処理浄化槽等設置補助金である。

なお、予算の執行は適正に行われており、その関係する帳簿、書類等は適正に処理されていた。